

独立行政法人の入札参加資格の今後の取組方針（案）

2018年3月●日
規制改革推進室

- 全ての独立行政法人において、国の「入札参加資格」を利用した、入札参加資格審査の簡素化の取組を行う。
- 個別の独立行政法人の固有の事情により求めることとしている書類についても、他の法人の運用状況等も踏まえ、その必要性の再検討を行う。
 - ※12月22日行政手続部会資料4「独立行政法人の競争入札参加資格審査チェックシート」参照。
- なお、研究不正の誓約書については、研究委託の場合に限って求めること。
（研究と関係の無い物品等の調達においては求めないこと）